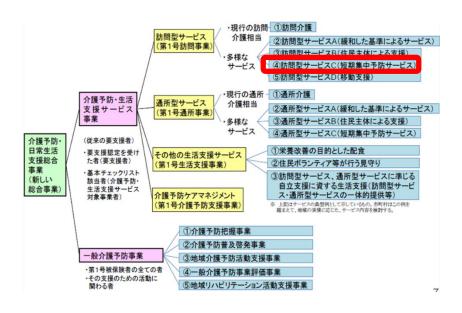
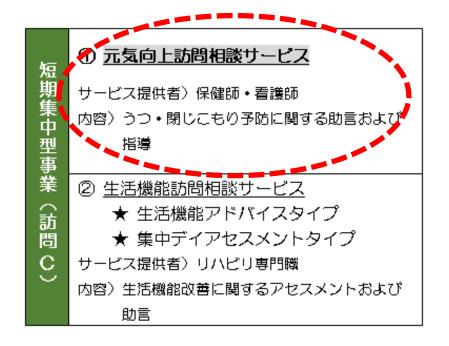
短期集中型訪問事業~ 元気向上訪問相談サービス ~ 概要

久留米市 長寿支援課 介護予防・生きがい支援チーム

## 総合事業における位置づけ



# 久留米市における短期集中型訪問事業



元気向上訪問相談サービス ~ 概要 ~

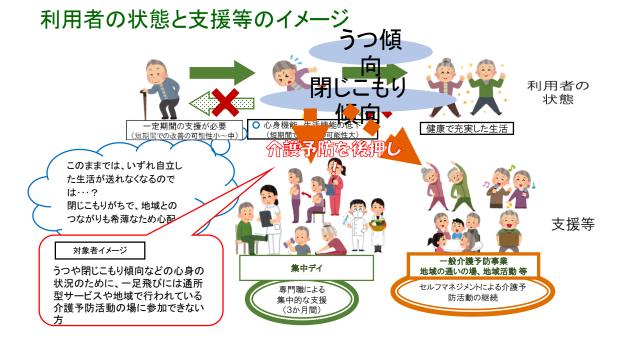
保健師等が、うつや閉じこもりの傾向にあり、 活動性の低下が見られる高齢者の居宅を訪問し、 生活機能等に関する問題を総合的に把握、評価し、 ひいては社会参加を行うために必要な助言や指導 を3ヶ月の短期間で集中的に行うもの。

#### ~ 対象者 ~

事業対象者等(事業対象者、要支援1、要支援2)のうち、特にうつや閉じこもり傾向など、心身の状況のために 通所型サービス等の利用が困難と認められ、 訪問型サービスによる介護予防の取り組みを行うことで 自立した生活を送ることが見込まれる者。

#### ★ 具体的な対象者イメージ

うつや閉じこもり傾向等によって、通所型サービスや一般介護予防事業など地域で行われている介護予防活動等へすぐには参加することが困難な高齢者で、何の対処もしなければ心身機能や生活機能が低下し、現在の自立した生活が困難になるリスクが高い高齢者で、3ヶ月の短期間の介入により引き続き自立した生活が見込まれ、ひいては社会参加(活動性の向上)も期待できるような方。



# サービス内容(1)

対象者に応じて、下記の内容を組み合わせて実施する。

### 【主な内容】

- ▶ うつや閉じこもり予防のための助言、指導
- ▶ 認知機能の低下予防のための助言、指導
- ▶ 生活機能向上のための助言、指導
- ※ ケアプランに沿った内容を実施することとし、 対象者に対して<u>事前に個別サービス計画(任意様式)を</u> 作成し実施する。

## サービス内容②

訪問回数

月2回まで(※介護予防ケアマネジメントAによる)

時間

1回につき60分程度(※移動にかかる時間を除く)

実施期間

#### 3ヶ月を基本とする

(※ただし、サービスの継続が心身機能・生活機能の改善に必須であると判断された場合には、 最大6ヶ月まで継続可)

※ サービス提供期間中は、担当ケアマネジャーとの情報共有を積極的に 実施する。 ⇒ サービス終了時に『活動』『参加』に繋がるように!

# サービス内容③

サービス提供者

保健師・看護師

利用者負担額

本人負担はなし(無料)

委託料(単価契約)

7.920円/回

# サービスに係る様式について

#### ≪ 作成書類 ≫

- ► 短期集中型訪問事業(元気向上訪問相談サービス)実績報告書 【様式1】 ※<u>指定様式</u>
- ► 短期集中型訪問事業(元気向上訪問相談サービス)経過記録表 【様式2】
- ⇒ <mark>委託料請求時</mark>に、サービス提供を行った月ごとに上記の書類を <u>久留米市(長寿支援課)に提出</u>する。
- ※ 経過記録表【様式2】については、内容が同等であれば任意様式でも可
- ※ 個別サービス計画(任意様式)を作成した月は、その写しも提出する

## 利用制限

本サービスは、原則として1人1回のみ利用可能。再度利用は 認められない。

- ※ただし、<u>前回利用の最終日から1年以上が経過</u>し、且つ、 次に該当する事由が発生した場合は、再度の利用を認める。
  - ア 住環境や家庭環境に変更(転居等)があった場合
  - イ 本人の身体の状況に短期間でのサービスが必要と認め られる何らかの変化(2ヵ月以上の入院等)があった場合。